

湖周行政事務組合公告第9号

湖周地区ごみ処理施設整備事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札を行うので、同施行令第167条の6第1項及び岡谷市財務規則（昭和39年岡谷市規則第20号）第113条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月30日

湖周行政事務組合 組合長 今井 竜五

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

湖周地区ごみ処理施設整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(3) 対象となる公共施設等の名称

諏訪湖周クリーンセンター

(4) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）に準じて実施する事業であり、事業者が、組合の所有となる本施設について設計・建設、運営を一括して受託するDBO方式とする。

(5) 契約の形態

ア 組合と事業者は、基本契約を締結する。

イ 基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設JV等と本事業に係る建設請負契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、SPCと運営委託契約を締結する。

(6) 事業期間

設計・建設期間：平成25年12月から平成28年8月までの2年9ヶ月間

運営期間：平成28年9月から平成48年8月までの20年間

(7) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求

水準を満足する状態を保って、組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 18 年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

(8) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①本施設の設計
- ②本施設の建設
- ③測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- ④組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤環境影響評価の支援
- ⑥組合が行う許認可申請支援
- ⑦建設工事に係る許認可申請
- ⑧近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①受付業務
- ②運転管理業務
- ③維持管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥売電業務（余熱利用業務）
- ⑦見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）等のその他関連業務

イ 組合が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②環境影響評価（再評価）
- ③交付金申請
- ④施設設置に係る届出
- ⑤本施設の設計・建設工事監理
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②運営モニタリング
- ③本施設の見学者対応
- ④焼却残さ等の運搬・処分
- ⑤その他これらを実施する上で必要な業務

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし、入札参加者は組合との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- ウ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、組合が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 落札者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかにおいて設立するものとする。入札参加者の構成企業は全てSPCへ出資することとし、入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、組合または、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかの平成25年度の入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、ごみ焼却施設プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) ごみ焼却施設におけるプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を2件以上有すること。
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成14年12月1日施行）による新構造基準に適合した受注実績があること。
 - ③1炉につき50t/日以上とし、2炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備であること。
 - ⑤1年以上の稼働実績を有すること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担

当、ごみ焼却施設プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

- (ア) 建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
- (ウ) ごみ焼却施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) ごみ焼却施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカー炉の建設実績を 2 件以上有すること。
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）による新構造基準に適合した受注実績があること。
 - ③1 炉につき 50 t /日以上とし、2 炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備であること。
 - ⑤1 年以上の稼動実績を有すること。

カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- (イ) 一般廃棄物を対象とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）による新構造基準に適合した発電付きストーカー炉施設（2 炉構成以上）の運転管理実績を 2 件以上有していること。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、「(イ)」の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- (エ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者
- イ 組合または、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかにおいて定める要領において指名停止期間中である者

- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 会社更生法（昭和 27 年法律 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- カ 「湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

3 契約条項を示す場所及び日時、期間

平成 25 年 4 月 30 日（火）に入札公告し、入札説明書等を交付する。また、組合のホームページにおいて、同日から入札説明書等を公表する。

4 入札の場所及び日時

受付日時：平成 25 年 9 月 5 日（木） 午前 9 時～正午、午後 1 時～3 時
受付場所：湖周行政事務組合

5 開札の場所及び日時

開札日時：平成 25 年 9 月 5 日（木） 午後 3 時 30 分
開札場所：岡谷市役所 6 0 2 会議室

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ・参加資格のない者のした入札書
- ・同一人がした 2 以上の入札書
- ・入札者が協定して入札した入札書

- ・金額その他記載事項が明らかでない札書
- ・全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

8 問合わせ先

湖周行政事務組合事務局

〒394-8510

長野県岡谷市幸町8番1号（岡谷市役所内）

電 話 0266-23-4811（内線 1571～1573）

F A X 0266-23-4507

E-mail kosyugomikyodo@city.okaya.lg.jp